独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 治験管理室運用要綱

平成27年4月1日版から令和5年1月1日版への改訂 新旧対照表

| 新 | II |
|---|--|
| (職員の身分、処遇及び責任) | (職員の身分、処遇及び責任) |
| 第4条 治験コーディネーター <u>を</u> 職員の中から <u>あてるときは、</u> 院内発令する。 | 第4条 治験コーディネーター <u>は、</u> 職員の中から院内発令する。 |
| 2 略 | 2 略 |
| | |
| (附則) | (附則) |
| 本要綱は平成25年5月1日から実施する。 | 本要綱は平成25年5月1日から実施する。 |
| 平成27年4月1日 一部改訂 | 平成27年4月1日 一部改訂 |
| <u>令和 5年1月1日 一部改訂</u> | |